

日本体育測定評価学会

評議員規定

1. 評議員は、監事と評議員を除く役員2名以上により推薦される正会員であり、理事会の審議を経て、会長が任命(解任)する。
2. 評議員は、理事長の招集により評議員会を開催し、運営方針を審議する。
3. 評議員は理事会の諮問に応じ、理事会各運営委員会に属し、その会務遂行を担うことができる。
4. 委員会に所属の評議員は、理事長の許諾を得て理事会に陪席でき、E理事会での質疑や意見陳述ができる。
5. 評議員の任期は、その任命日から当該期の満了日までとする。
6. 評議員に欠員が生じた場合、会務遂行への支障がなければ補充しない。
7. 評議員は、学会役員としての倫理と職責への自覚を適正に保持し、会則や諸規定を遵守し、会務遂行への具体的な協力を惜しまない。

付 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。〔平成20年5月31日 理事会承認〕